

定 住 誓 約 書

私は、豊頃町の町民として定住することを誓います。

なお、豊頃町おかえり助成金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第3項の規定に基づき助成金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所 豊頃町

氏 名 ㊟

(氏名欄は自署してください。)

【説明】

(助成金の返還)

第9条 町長は、助成金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、第3条第2項第5号に該当することが判明したとき。

(3) 助成金の交付を受けた者が、町外に転出したとき。

2 町長は、前項の規定により取り消し又は返還を命ずるときは、交付決定取消通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知する。

3 第1項の規定により助成金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号に該当する場合は別表3に掲げるとおりとする。